別表第十一㈠

教育資金非課税申告書

税務署長殿　　令和　　年　　月　　日

受贈者	ふりがな 氏名	
	住所又は居所	
	個人番号	
	生年月日（年齢）	平・令　　.　　.　　（　　歳）
受贈者の代理人	ふりがな 氏名	
	住所又は居所	

下記の信託受益権、金銭又は金銭等について租税特別措置法第70条の2の2第1項本文の規定の適用を受けたいので、この旨申告します。

贈与者		贈与者から取得をしたもの			左のうち非課税の適用を受ける信託受益権、金銭又は金銭等の価額
		信託受益権、金銭又は金銭等の別	信託受益権、金銭又は金銭等の価額	金銭又は金銭等の取得年月日	
ふりがな 氏名		信託受益権 金銭 金銭等			
住所又は居所					
生年月日	明・大・昭・平　　.　　.				
続柄					
ふりがな 氏名		信託受益権 金銭 金銭等			
住所又は居所					
生年月日	明・大・昭・平　　.　　.				
続柄					

取扱金融機関の営業所等	名称		法人番号	
	所在地			
既に教育資金非課税申告書又は追加教育資金非課税申告書を提出したことがある場合	非課税拠出額	取扱金融機関の営業所等		提出先の税務署
		名称	所在地	
				税務署

（摘要）

取扱金融機関の営業所等の受理年月日

（用紙　日本産業規格　A４）

備考

1　この申告書は、法第70条の2の2第2項に規定する教育資金管理契約（以下別表第十一㈥までにおいて「教育資金管理契約」という。）に基づいて当該教育資金管理契約に係る信託受益権、金銭又は金銭等について同条第1項本文の規定の適用を受けようとする場合に、信託がされる日、預金若しくは貯金の預入をする日又は有価証券を購入する日までに、同条第2項第5号に規定する取扱金融機関の営業所等を経由し、同項第2号に規定する受贈者の納税地の所轄税務署長に提出すること。

2　この申告書の記載の要領は、次による。

(1)　「受贈者」、「受贈者の代理人」及び「贈与者」の欄の

(ｲ)　「氏名」、「住所又は居所」及び「生年月日（年齢）」の項は、この申告書を作成する日の現況により記載すること。なお、相続税法の施行地に住所及び居所を有しない場合には、「受贈者」の「住所又は居所」の項には、同法第62条第2項の規定により定めた納税地を記載すること。

(ﾛ)　「個人番号」の項には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号を記載すること。

(2)　「贈与者」の欄の「続柄」の項には、受贈者との続柄を記載すること。

(3)　「贈与者から取得をしたもの」の欄の

(ｲ)　「信託受益権、金銭又は金銭等の別」の項は、贈与者から取得をした「信託受益権」、「金銭」又は「金銭等」の別に応じ、該当するものを○で囲むこと。

(ﾛ)　「信託受益権、金銭又は金銭等の価額」の項には、上記(3)(ｲ)の信託受益権、金銭又は金銭等の価額を記載すること。

(ﾊ)　「金銭又は金銭等の取得年月日」の項には、書面による贈与により金銭又は金銭等を取得した場合に当該金銭又は金銭等の取得年月日を記載すること。

(4)　「左のうち非課税の適用を受ける信託受益権、金銭又は金銭等の価額」の欄には、上記(3)(ﾛ)に記載した信託受益権、金銭又は金銭等の価額のうち、下記(5)に記載する取扱金融機関の営業所等において当該教育資金管理契約に基づき法第70条の2の2第1項本文の規定の適用を受けようとする信託受益権、金銭又は金銭等の価額を記載すること。

(5)　「取扱金融機関の営業所等」の欄の「名称」の項には、「何銀行何支店」のように記載すること。なお、「法人番号」の項は、当該取扱金融機関の営業所等の長が当該取扱金融機関の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。

(6)　「既に教育資金非課税申告書又は追加教育資金非課税申告書を提出したことがある場合」の欄は、法第70条の2の2第14項第5号に該当し、教育資金管理契約を終了したことがある者に限り記載を要するものとし、

(ｲ)　「非課税拠出額」の項には、この申告書の提出前に、この申告書に記載した以外の信託受益権、金銭又は金銭等について教育資金非課税申告書又は追加教育資金非課税申告書（以下この表において「教育資金非課税申告書等」という。）を提出して法第70条の2の2第1項本文の規定の適用を受けた当該信託受益権、金銭又は金銭等の価額を記載すること。この場合において、当該信託受益権、金銭又は金銭等について施行令第40条の4の3第28項に規定する教育資金非課税取消申告書が提出されているときは、当該信託受益権、金銭又は金銭等の価額のうち、同条第29項の規定により法第70条の2の2第1項本文の規定の適用を受けた部分の価額に含まれないものとされた価額（以下この表において「非課税拠出額減価額」という。）があるときは、当該信託受益権、金銭又は金銭等につき教育資金非課税申告書等の提出により同項の規定の適用を受けた部分の価額から当該非課税拠出額減価額を控除した価額を記載するとともに、当該非課税拠出額減価額を「非課税拠出額減価額」の表示をして外書すること。

(ﾛ)　「取扱金融機関の営業所等」の「名称」及び「所在地」の項には、上記(6)(ｲ)の教育資金非課税申告書に記載した取扱金融機関の営業所等の名称及び所在地を記載すること。

(7)　贈与者が３以上ある場合には、「(摘要)」の欄に贈与者の氏名及び住所又は居所並びにそれぞれの贈与者から取得をした信託受益権、金銭又は金銭等の価額その他参考となるべき事項を記載すること。